

川越市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施することにより、受注者の適正な選定及び指導育成並びに建設産業の健全な発展を図ることを目的とする。

(評定の対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、1件の請負契約金額が500万円以上の工事とする。ただし、別表第1に掲げる工事については、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 監督員 川越市工事監督要綱第2条に定める者
- (2) 総括監督員 川越市工事監督要綱第8条に定める者
- (3) 工事検査員 川越市工事検査規則第5条に定める者

(評定の時期)

第4条 評定者である監督員及び総括監督員にあつては、工事成績を確認したときに、評定者である工事検査員にあつては、完成検査実施のときに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事の施工状況及び目的物の品質等を対象とし、工事ごとに行い、建設工事成績報告書及び細目別評定点採点表への記録により行うものとする。

- 2 評定は、工事の監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。この場合において、当該工事における評定者が複数のときは、それらの者が協議の上評定を行うものとする。
- 3 評定者である監督員及び総括監督員は、受注者から当該工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関する実施状況を様式第1号により提出を受けた場合は、評定に当たり適切に反映させるものとする。

(評定の結果の報告等)

第6条 評定者である監督員及び総括監督員が評定を行ったときは、その結果を遅滞なく、工事主管課長に報告するとともに、評定者である工事検査員に建設工事成績報告書及び細目別評定点採点表を提出するものとする。

- 2 評定者である工事検査員が評定を行ったときは、その結果を遅滞なく技術管理課長に報告するものとする。

3 技術管理課長は、評定の結果について様式第2号により市長に報告するものとする。

4 技術管理課長は、評定の結果についてその内容を工事主管課長に送付するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、遅滞なく当該報告に係る評定の結果を様式第3号により当該評定に係る受注者に通知するものとする。

(説明の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、評定の結果に関し疑問があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、様式第4号を市長に提出して、評定の内容について説明を求めることができる。

(説明の請求に対する措置)

第9条 市長は、前条の規定による説明の請求があったときは、遅滞なく様式第5号により当該請求者に回答するものとする。また、当該請求により評定の結果を修正する必要があると認めるときは、当該評定の結果を修正し、修正後の評定の結果を様式第6号にて当該請求者に通知しなければならない。

2 前項の規定による回答又は通知をする場合には、あらかじめ第12条第1項に規定する建設工事成績評定委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。

(評定の修正)

第10条 市長は、第7条の規定による通知をした後に、当該評定の対象となった工事における重大な瑕疵又は法令違反を発見し、当該評定の修正が必要と認めた場合においては、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知することができる。

(評定の結果の公開)

第11条 市長は、様式第7号により評定の結果を公開するものとする。また、前2条の規定により評定の結果を修正した場合も同様とする。

2 評定の結果の公開は、閲覧者の氏名等の記載を要しない自由閲覧方式とする。

(委員会)

第12条 評定の結果に対する説明の請求に係る事項を審議するため、委員会を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総務部長をもって充てる。

- 4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員にその職務を代理させることができる。
- 7 委員会は、委員長が招集し委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 委員会の庶務は、総務部技術管理課において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月26日市長決裁)

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、川越市工事成績評定審査委員会設置要領（平成18年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 管理項目が極端に少ない工事で、契約後において評定者間の協議により評定の省略が妥当と認められるもの2 解体・撤去等を主とする工事で、工事目的物の品質確認が困難なもの3 随意契約による工事で、次に掲げるもの<ol style="list-style-type: none">① 災害復旧等緊急を要する工事② 維持修繕に係るもので機器製造業者又はプラント業者等による工事③ ガス事業者等による専門の工事 |
|--|

別表第2（第12条関係）

建設部長 上下水道局長 契約課長 技術管理課長 工事主管課長
